

4 * 学研災付帯賠償責任保険 (略称: 「付帯賠償」)

* 賠償責任保険普通保険約款及び施設所有(管理)者特別約款、生産物特別約款、受託者特別約款に基づく保険契約のペットネームです。

平成22年3月現在、学研災の会員大学1,124校のうち1,046校がこの制度を導入しています。

補償の対象となる事故の範囲

日本国内外において、保険期間中に学生が、正課、学校行事または課外活動(注)及びその往復で、他人にけがをさせたり、他人の財物を損壊したことにより法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

(注) P.6枠内参照

1 下記「選択できるコース及び対象となる活動範囲」記載の対象となる活動(往復を含みます。以下同様。)に伴い、次に掲げるイ、ロの事由により日本国内外において保険期間中に他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。以下同様。)を負わせ、または他人の財物を損壊(滅失、破損もしくは汚損)させ、被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。

イ、活動に伴い発生した偶然な事故(施設賠償責任保険)

ロ、活動に伴って提供した財物(飲食物及び正課、学校行事または課外活動(注) P.6枠内参照の成果物(薬剤を含みます。))に起因する偶然な事故または活動の結果、活動終了後に発生した事故(生産物賠償責任保険)

2 下記「選択できるコース及び対象となる活動範囲」記載の対象となる活動に伴って被保険者が使用または管理する他人の財物(以下「受託物」といいます。)を損壊・紛失し、または盗取・詐取されたことにより、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償責任を負った場合。(受託者賠償責任保険)

例えば次のようなケースが対象となります



1 正課で化学の実験中、間違えて薬品を混ぜ、爆発事故を起こしてしまい、クラスメイトに火傷を負わせてしまった。
(A、C、Lコース対象)



2 学園祭で、焼鳥屋の模擬店を出店したが食中毒事故を出してしまい、5人が入院してしまった。
(A、C、Lコース対象)



3 正課でのインターンシップ活動中、派遣先の機械を誤って壊してしまった。
(A、B、C、Lコース対象)



4 自宅から大学へ行く途中、駅の階段を駆け降りたとき、誤って前にいた老人にぶつかってしまい、大けがをさせてしまった。
(A、C、Lコース対象)

加入対象者

学校教育法に定める大学のうち、本協会の賛助会員である大学に在籍する学生で、学研災に加入している学生に限ります。

選択できるコース及び対象となる活動範囲

「正課」「学校行事」「課外活動」「往復」の定義は、P.6の枠内をご覧ください。

Aコース 日本国内外での正課、学校行事または課外活動(注) P.6枠内参照 及びその往復。

* Bコースの対象範囲を含みます。

* 薬学教育実務実習を含みます。(薬学教育実務実習については、P.6下の「注意」の要件をすべて満たす場合に限りま。

* 医療関連実習は除きます。

Bコース 教育の一環として、正課、学校行事または課外活動(注) P.6枠内参照 のいずれかに位置付けて行う以下の活動及びその往復。(下記に列記する5つの活動に限ります。)

インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習及びボランティア活動

* 医療関連実習及び薬学教育実務実習を除きます。

- インターンシップとは……学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等において参加する就業体験をいいます。
- 介護体験活動とは……小学校及び中学校の教諭の普通免許取得希望学生が行う介護等体験活動をいいます。
- 教育実習とは……「教育実習」に該当する科目において学生が教諭免許取得のために受入先の幼稚園・小中学校・高校で行う活動をいいます。
※特別支援学校教諭免許取得に関する「心身に障害のある幼児、児童または生徒についての教育実習」及び養護教諭免許取得に関する「養護実習」を含みます。
- 保育実習とは……児童福祉法及び同施行規則に規定された厚生労働大臣の定める修業教科目のうち「保育実習」に該当する科目において学生が保育士資格取得のために、受入先の保育所等の実習施設で行う活動をいいます。
- ボランティア活動とは……各人の自由な意志によって、個人がもっている能力、労力あるいは財産をもって、社会に貢献する活動をいいます。(ただし、本賠償責任保険では、学校管理下の正課、学校行事、または課外活動(注) P.6枠内参照 として行われるものに限ります。)

Cコース 医療関連学部・学科の正課、学校行事または課外活動^{(注)本ページ枠内参照}及びその往復。(医療関連実習を含みます。)

*Aコースの対象範囲を含みます。

*医療関連実習については、本ページ下の「**ご注意**」の要件をすべて満たす場合に限りま

す。なお、「**ご注意**」の要件を満たさない場合は、医師免許を取得している学生は医師賠償責任保険、看護師免許を取得している学生は看護師賠償責任保険などに個別に加入する必要があります。

Lコース 対人・対物賠償：法科大学院等の正課、学校行事または課外活動^{(注)本ページ枠内参照}及びその往復。(臨床法学実習を含みます。)

*Aコースの対象範囲を含みます。

人格権侵害補償：臨床法学実習^(注1)

*Lコースは補償対象となる事故の範囲に次の人格権侵害についても含みます。

・日本国内外における臨床法学実習による次に掲げる不当行為に起因する依頼人等他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

①不当な身体の拘束

②口頭または文書もしくは図画等による表示

・臨床法学実習による不当行為(臨床法学実習中に知りえた依頼人の個人情報に係る不当行為など)に起因する事故であれば、事故発生時における活動は問いません。^{(注2)(注3)(注4)}

*臨床法学実習については、本ページ下の「**ご注意**」の要件をすべて満たす場合に限りま

(注1)現実の法律事案を教材とする授業をいいクリニックやエクスターンシップの他、公的機関等における法学実習ならびに法学実習の要素を有する授業(現実事案や未公開裁判例を用いた授業)を含みます。

(注2)広告宣伝活動・放送活動または出版活動に起因する賠償責任は対象となりません。

(注3)依頼人を含む第三者への経済的信用を侵害したことに起因する賠償責任(いわゆる信用毀損)は対象となりません。

(注4)事故原因となった不当行為(複数回行われた場合はその初回をさします。)が保険加入より前に行われていた場合は対象となりません。

*Lコースについては、全員加入のみのお取扱いとなります。

●正課とは

講義、実験、実習、演習または実技による授業をいい次の活動も含みます。

①指導教員の指示に基づいて行う卒業論文・学位論文研究。(ただし、私的生活に係わる場所で行われるものを除きます。)

②指導教員の指示に基づいて行う授業の準備、後始末、授業を行う場所、大学(Lコースについては「法科大学院等」と読みかえます。以下同様とします。)の図書館・資料室もしくは語学学習施設等において行う研究活動。

●学校行事とは

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環として行う各種行事をいいます。

●課外活動とは

大学の規則に則った所定の手続きにより、インターンシップ活動またはボランティア活動の実施を目的とした組織として承認を受けた学内学生団体が行うインターンシップ活動またはボランティア活動のことをいいます。ただし、大学が禁じた時間・場所で行われる活動及び禁止行為は除きます。

●往復とは

上記Aコース、Bコース、Cコース、Lコースにおける往復とは、活動への参加目的をもって被保険者の住居(注1)とその活動場所となる施設との間または活動場所が複数の施設にまたがる場合はその施設の間を合理的な経路及び方法(大学が禁止した方法を除きます。)によって移動することをいいます。原則として、経路を逸脱、中断した場合はその間やその後に行った損害賠償責任に対して保険金を支払いません。ただし、次に掲げる行為の場合は合理的な経路に復した後に被った損害賠償責任に対して保険金を支払います。

①補償の対象となる活動に必要な物品購入、その他これに準ずる行為を行うための必要最小限の行為

②選挙権の行使、病院・診療所等における診察・治療またはこれらに準ずる日常生活上の必要最小限の行為

また、正課または学校行事にあわせてその日のクラブ活動(注2)に参加する場合には、日帰りでクラブ活動に限り、その経路の逸脱・中断中についても往復に含めるものとします。(ただし、当該クラブ活動中の事故は補償の対象となりません。)

(注1)社会人入試*を経て大学に入学した学生が大学に通う場合は、勤務先を含みます。

*「社会人入試」とは…一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法のうち、社会人特別選抜入試等の社会人を対象にする入試をいいます。

(注2)「クラブ活動」とは、大学の規則に則った所定の手続きにより大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。

ご注意

薬学教育実務実習、医療関連実習、臨床法学実習については、以下の要件をすべて満たす場合に限りま

①大学または法科大学院等が正課または学校行事として位置付ける実習であること。

②被保険者がその専門資格に関わる行為を業務(アルバイトその他恒常的に行うものを含みます。)として行っていないこと。

③①②について保険金請求時に大学または法科大学院等が証明を行うこと。

Aコース(学研賠)・Cコース(医学賠)・Lコース(法科賠)の対象範囲には、Bコース(インターン賠)の対象範囲が含まれていますので、Aコース・Cコース・Lコースに加入した学生は、Bコースに加入する必要はありません。

Cコース(医学賠)・Lコース(法科賠)の対象範囲にはAコース(学研賠)の対象範囲が含まれていますので、Cコース・Lコースに加入した学生はAコースに加入する必要はありません。

保険料分担金(掛金)と支払われる保険金

対象範囲		Aコース	Bコース	Cコース	Lコース
		学生教育研究賠償責任保険 (略称「学研賠」) 国内外での正課、学校行事または課外活動(注)P.6枠内参照及びその往復。 (Bコースの対象範囲を含みます。) ※薬学教育実務実習を含みます。 ※医療関連実習は除きます。	インターンシップ・ 教職資格活動等賠償責任保険 (略称「インターン賠」) 国内外でのインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復。但し、正課、学校行事または課外活動(注)P.6枠内参照に限ります。 ※医療関連実習及び薬学教育実務実習は除きます。	医学生教育研究賠償責任保険 (略称「医学賠」) 国内外での医療関連学部・学科の正課、学校行事または課外活動(注)P.6枠内参照及びその往復。 (Aコース、Bコースの対象範囲を含みます。) ※薬学教育実務実習及び医療関連実習を含みます。	法科大学院生 教育研究賠償責任保険 (略称「法科賠」) 対人・対物賠償:国内外での法科大学院等の正課、学校行事または課外活動(注)P.6枠内参照及びその往復。 (Aコース、Bコースの対象範囲を含みます。) 人格権侵害補償:国内外における臨床法学実習。 ※臨床法学実習による不当行為(臨床法学実習中に知りえた依頼人の個人情報に係る不当行為など)に起因する事故であれば、事故発生時における活動は問いません。
支払限度額*1	対人賠償・対物賠償	対人賠償と対物賠償合わせて1事故につき1億円限度 (*2 免責金額0円)			
	人格権侵害補償				損害賠償請求者1名あたり 1,000万円限度 (*2 免責金額0円)
保険料分担金*3	1年間	340円	210円	500円	2,300円
	2年間	680円	420円	1,000円	4,600円
	3年間	1,020円	630円	1,500円	6,900円
	4年間	1,360円	840円	2,000円	—
	5年間	1,700円	1,050円	2,500円	—
	6年間	2,040円	1,260円	3,000円	—

*1 被保険者1名かつ1年あたりの支払限度額です。

*2 免責金額とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

*3 被保険者1名当たりの保険料分担金です。保険期間が1年未満の場合は1年に切り上げて適用されます。

(注) 保険期間中の解約については、原則として、年度終了に合わせて対応することとします。

●お支払いする保険金の種類

被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金をお支払いします。

- ①被害者に対して支払責任を負う法律上の損害賠償金
※賠償金の決定に際しましては、あらかじめ引受保険会社の承認が必要です。
- ②引受保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
- ③他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ④他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、搬送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
- ⑤引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

●保険金のお支払方法

上記①の損害賠償金については、その額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

上記②～⑤の費用については、原則としてその金額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

■次のような場合は、保険金が支払われませんのでご注意ください。

■保険金をお支払いできない主な場合

(共通)

- ①保険契約者、被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ⑤排水、排気起因する賠償責任
- ⑥核燃料物質、核原料物質、核汚染物質等の有害な特性に起因する損害
- ⑦被保険者が行う次の行為に起因する損害(注)
 - ・医療行為
 - ・医師や看護師等が行うのでなければ人体に危害を生ずるおそれのある行為

- ・薬品の調剤、投与、販売、供給
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、建築士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師以外の者が行うことを禁じられている行為
(注)ただし、Cコースにおいて医療関連実習の要件を満たす場合、A、Cコースにおいて薬学教育実務実習の要件を満たす場合は対象となります。

(施設賠償責任保険)

- ①航空機、昇降機、自動車または原動機付自転車、施設外における船・車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する損害
- ②汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害及び汚染浄化費用。(ただし、賠償責任について排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。)
- ③石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害

(生産物賠償責任保険)

- ①故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、提供した生産物に起因する損害
- ②生産物自体の損壊または使用不能に係る賠償責任
- ③日本国内において発生した事故について、日本国外の裁判所に提訴された損害賠償請求
- ④汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害及び汚染浄化費用。(ただし、賠償責任について排出等が不測かつ突発的かつ急激で、所定の期間内に発見・通知された場合を除きます。)
- ⑤石綿、石綿の代替物質等の発がん性その他有害な特性に起因する損害

(受託者賠償責任保険)

- ①自然発火または自然爆発した受託物自体の損壊
- ②受託物が寄託者に引き渡された後に発見された事故
- ③自転車、バイク、原動機付自転車、自動車、航空機、船舶、車両、動物、楽器、貸紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、貴金属、宝石、美術品、骨とう品、勲章、き草、稿本、設計書、ひな型その他これらに類する受託物の損壊、盗難、紛失、詐取
- ④建物外部から内部への雨、雪、ひょう、みぞれまたはあられの浸入または吹込みによる損害
- ⑤受託物の使用不能に起因する損害

もし事故が起きたときは

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、事故の日から30日以内に学生の氏名・年齢・在籍する大学名・事故発生の日時・場所、傷害の程度（「学研災」の場合）、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容（「付帯賠償」の場合）その他の必要事項について、大学窓口備付けの事故通知はがき（「学研災」の場合）または電話（「付帯賠償」の場合）にて引受保険会社にご通知ください。また、大学へ事故があったことを通知し、引受保険会社へ連絡したことを報告してください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

〈示談交渉サービスは行いません〉…「付帯賠償」

この保険には、保険会社が被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、加入者（被保険者）自身に被害者との示談交渉を進めていただくこととなります。あらかじめご承知おきください。

なお、引受保険会社の承認を得ないで賠償責任を承認または賠償金額を決定した場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

〈先取特権について〉…「付帯賠償」

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有しません（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます（保険法第22条第2項）。

このため、被保険者からの請求を受けて引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了承ください。

- ①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

加入にあたっての注意

〈告知義務〉

「学研災」：ご加入時に引受保険会社に重要な事項（※）をお申し出いただく義務があります。

- ・ご加入の際、記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
- ・他人のために保険契約を締結する場合、ご契約者またはその代理人に過失がなかったとしても、被保険者（保険の対象となる方）またはその代理人の故意または重大な過失によって、加入依頼書の記載事項が記載されていなかったり、記載事項が事実と違っているときも同様です。

（※）他の保険契約等に関する事項を含みます。

「付帯賠償」：告知義務に該当する事項はありません。

〈変更事項の通知〉

「学研災」：ご加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なくご通知ください。

- ・昼間部、夜間部もしくは通信部の区分を変更したとき
- ・退学したとき（除籍、死亡を含みます。）
- ・保険期間中に通算して1年以上休学したとき

「付帯賠償」：ご加入後、次のようなことが生じた場合、遅滞なくご通知ください。

- ・学部もしくは学科等を変更するとき
- ・退学するとき（除籍、死亡を含みます。）
- ・保険期間中に通算して1年以上休学したとき

〈他の保険契約等がある場合〉…「付帯賠償」

この保険契約と重複する保険契約や共済契約（以下「他の保険契約等」といいます。）がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合：他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合：損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。